

見解書

- 羽村駅西口土地区画整理事業 -

平成 9 年 8 月

羽 村 市

第1章 総括

1-1 事業者の名称及び所在地

名称：羽村市

代表者：羽村市長 井上篤太郎

所在地：東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番1号

1-2 対象事業の名称及び種類

名称：羽村駅西口土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都羽村市の羽村駅西口地区〔羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各一部（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ）〕の約43haにおいて土地区画整理事業を実施するものである。計画の概要を表1-3-1に示す。

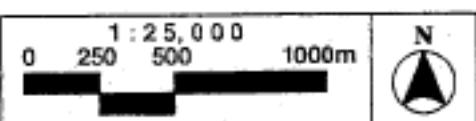
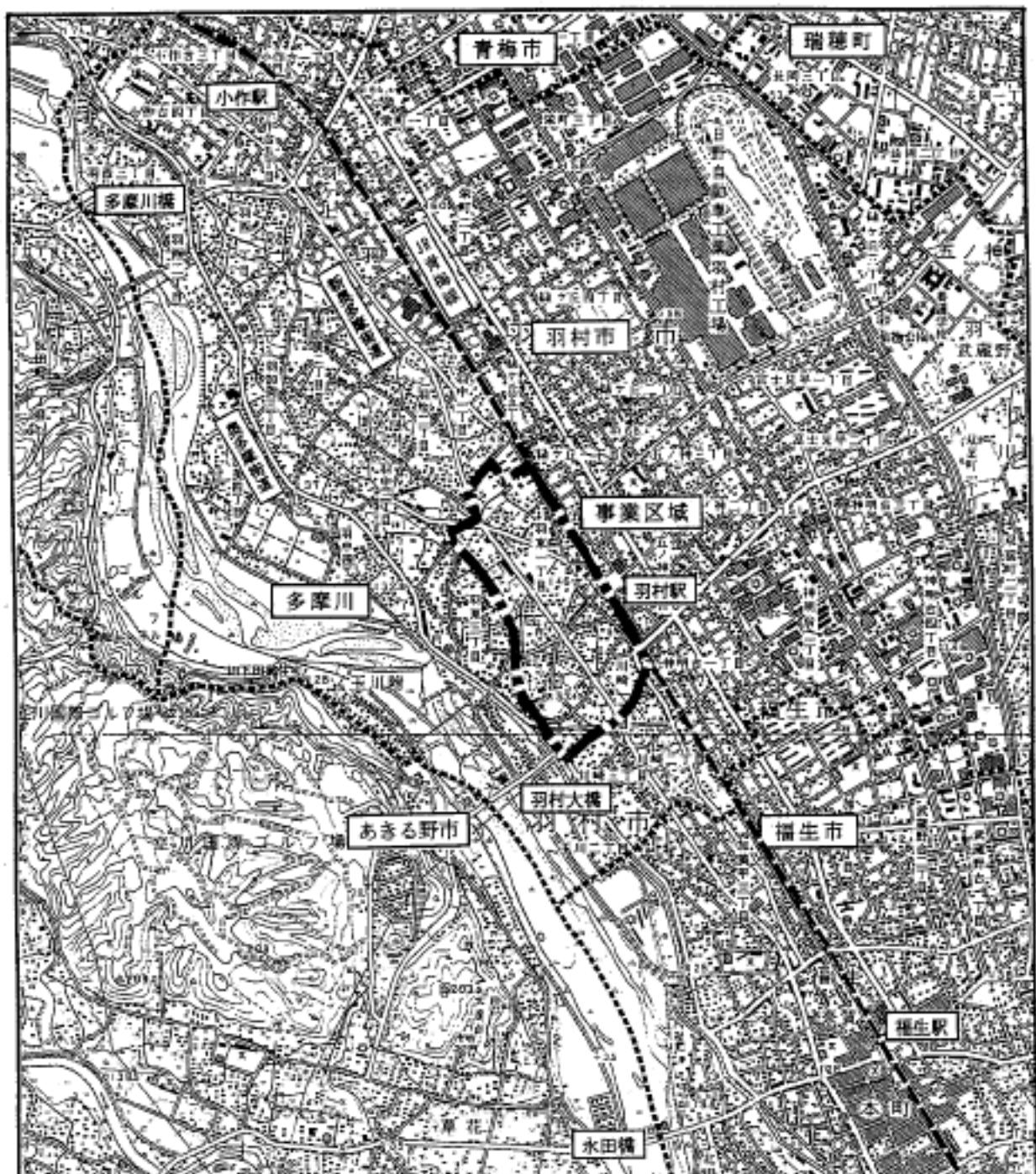
表1-3-1 計画の概要

項目	概要	
位置	羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各一部（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ）	
事業区域面積	約43.0ha	
計画人口	約4,500人	
土地利用区分	道路	約12.9ha（都市計画道路5路線、生活幹線道路、区画道路、歩行者専用道路、駅前広場）
	公園・緑地	約1.8ha（近隣公園1、街区公園4、移転公園4、緑地1）
	宅地	約22.7ha（小学校1、幼稚園1、保育園1含む）
	商業系	約5.5ha
	その他	約0.1ha（保留地）
事業期間	平成10年度から平成19年度まで（予定）	

（注）保留地は事業費への充当や一定の目的に使用するため施行者（羽村市）が確保する土地である。

1-4 対象事業の位置

対象事業の位置は図1-4-1に示すとおりである。



凡 例	
■	事 業 区 域
---	行 政 区 界

図1-4-1 対象事業の位置

1-5 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案についての意見等の件数は、都民からの意見書が1,810件、公聴会での公述意見が24件の計1,834件であった。

これらの主な意見と事業者の見解の概略は、表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1 主な意見と事業者の見解の概略

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>1. 予測・評価項目の選定 〔大気汚染〕</p> <p>(1)計画では、道路面積が現状の2倍以上の約30%に達する区画整理ですし、道路を新設する区画整理事業ですので、交通量は現在より大幅に増えることはあきらかです。交通量の増加にともない、大気汚染については工事完了後の環境悪化が心配されます。住民にとっては、工事期間中以上に工事完了後の環境が心配です。これらを選定項目から除外せず、選定項目に入れ、環境影響評価をするべきです。</p>	<p>本事業区域及びその周辺は、既に市街化の進行した地域です。また、地域の幹線道路となる新奥多摩街道は既に整備が完了しています。</p> <p>本事業完了後の将来人口は、約4,500人を計画しており、現況の約2,700人（平成4年度現地調査）から約1,800人増と考えております。このため、人口増等による事業区域内の発生集中交通量の増加は、約2,500台と想定されます。この増加分を主要な各路線に配分すると新奥多摩街道は最大約870台/日、羽村街道は最大約580台/日の増加となります。</p> <p>現況の新奥多摩街道の交通量は約14,000台/日、羽村街道は約12,000台/日です。</p> <p>従って本事業による自動車交通量の増加は、新奥多摩街道、羽村街道において最大約5~6%程度であり、その影響は軽微であると考えます。</p> <p>このため本環境影響評価書案においては、将来の道路交通における大気汚染は予測・評価項目として選定しておりません。</p> <p>なお、東京都環境影響評価条例による道路の新設に係る環境影響評価の対象事業の要件は、事業の実施が著しく環境に影響を及ぼすおそれのあるものとし、「四車線以上で、かつ、その区間の長さが1キロメートル以上のもの」と定められております。</p> <p>本事業は土地区画整理事業であり、道路、駅前広場、公園等の都市基盤の整備を目的とするものですが、計画している都市計画道路は、一部の側道設置部分を除き、生活に必要な2車線以下の道路で、その道路延長はすべてが1km未満のものです。</p>
<p>〔水文環境〕</p> <p>(1)「水文環境」を予測評価項目に選定しないのは不适当である。</p> <p>崖（ハケ）を保全するのは、その上側の大地に雨水がたくさん浸透する事が必要です。区画整理で道路面積が30%（現在13.73%）になれば、崖は乾燥してしまい樹木の生育は困難とな</p>	<p>本事業の実施による道路整備により、道路面積は現況の約6ha（事業区域の約14%）から約13ha（約30%）に拡大することから、雨水の地下浸透を促進するため、歩道には透水性舗装を施し、併せて地下浸透トレーンチの設置を検討します。</p> <p>また、公園・緑地を約1.8ha（約4%）整備し、稻荷</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>ります。崖そのものが崩れる心配さえあります。</p>	<p>緑地の現在宅地化されている部分は緑地として復元するなど浸透域の拡充を図ります。 なお、雨水の宅地内浸透を促進するため雨水浸透井の設置等適切な方法に取り組んで行く考えです。</p>
<p>2. 騒音 (1)工事後、半永久的に続くであろう環境への影響については、予測すらしていない。車の通過量が何倍になって、騒音が何倍になるとか、出せるはずである。</p>	<p>本事業による自動車交通量の増加は、新奥多摩街道、羽村街道において最大約5～6%程度であり、その影響は軽微であると考えます。 このため本環境影響評価書案においては、将来の道路交通における騒音は予測・評価項目として選定しておりません。 道路交通騒音については、東京都内の環境基準の達成率が4.7%ときわめて厳しい状況にあります。 東京都では、「東京都環境基本計画」(平成9年3月)、「東京都自動車公害防止計画」(平成6年7月)により、発生源対策、交通量対策、道路構造・沿道対策などの種々の施策を講じております。 羽村市においても、これらの施策に基づき、公共交通機関の整備、沿道の植樹帯、街路樹等の緑化の推進、沿道の土地利用の適正化など、道路交通騒音の低減に寄与する対策を検討していきます。</p>
<p>(2)騒音に関しては、その計画における工事施工中の建設作業機械の稼働による建設作業騒音の事業区域及びその周辺の環境への影響を予測しています。そして、その評価としては、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準である80dBを下回っており、騒音の影響は少なく、問題はないと考えられます。</p>	<p>本事業では、騒音規制法に係る特定建設作業は行わないため、敷地境界における評価の指標は、東京都公害防止条例にかかる指定建設作業の勧告基準である80dB(A)としました。 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界において最大でも評価の指標である勧告基準を下回ります。 さらに、実際の工事にあたっては、必要に応じて防音パネルの設置、機械の配置、1日に行う建設作業の時間や作業範囲に充分配慮して工事を行うため周辺環境に対する騒音の影響はさらに軽減すると考えられます。したがって、周辺環境に対する工事中の建設作業騒音による影響は少ないものと考えられます。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>3. 振動</p> <p>(1)計画では、道路面積が現状の2倍以上の約30%に達する区画整理ですし、道路を新設する区画整理事業ですので、交通量は現在より大幅に増えることはあきらかです。交通量の増加にともない、振動については工事完了後の環境悪化が心配されます。住民にとっては、工事期間中以上に工事完了後の環境が心配です。これらを選定項目から除外せず、選定項目に入れ、環境影響評価をするべきです。</p>	<p>本事業による自動車交通量の増加は、新奥多摩街道、羽村街道において最大約5~6%程度であり、その影響は軽微であると考えます。</p> <p>このため本環境影響評価書案においては、将来の道路交通における振動は予測・評価項目として選定しておりません。</p>
<p>(2)工事中の振動は常にチェックするもののでしょうか。保障なしに、振動の影響は軽微である、と評価されても、よし、とするわけにはいきません。</p>	<p>事業の実施にあたり、東京都環境影響評価条例第32条に基づき、事後調査を行います。事後調査は予測・評価を行った項目について実施します。万一、周辺環境に著しい影響を与えていたことが明らかになった場合には、速やかにその要因を取り除くとともに、環境保全のための措置について徹底いたします。</p>
<p>4. 植物・動物（陸上植物）</p> <p>(1)自然無視の調査が見え見えです。事業区内の観察をしてみましたが、随分現実と違います。特に稻荷緑地上はずさんです。</p>	<p>陸上植物の現況調査は、「東京都現存植生図」（東京都 1987）、「はむらの植物ガイド」（羽村町教育委員会 1985）等の既存文献の調査と事業区域周辺100mを含んだ範囲の現地踏査を冬季を除く3季に実施しました。この調査方法、調査範囲等については、東京都環境影響評価技術指針に基づくものです。</p> <p>なお、稻荷緑地は事業区域外ではありますが、この地域の植物の状況を把握するのに不可欠な地域です。そのため、調査範囲に含めて植物のコドラート調査地点を設定し、調査を行っています。</p>
<p>(2)特に羽村におきましては水とこの植生は、有史以来、住民の生活と切っても切り離せない歴史的な環境であると思う。すなわち、これは文化の一つであると思います。全般的にこの影響評価の分析は極めて粗雑であると思います。なぜならば、まず、公園や街路樹をつくることによって現在の緑を量的に増大するから植生環境はよくなる、という見方は間違いである。</p>	<p>現在の事業区域及びその周辺の植生は、「東京都現存植生図」（1987 東京都）によると大部分を「緑の少ない住宅地」が占めており、一部に「緑の多い住宅地」、「茶畠」等が分布しています。</p> <p>また、現地調査結果では、事業区域のうち約75%を「住宅地等」が占めており、次いで「緑の多い住宅地」が約8%、「耕作畠雜草群落」が約6%などとなっています。</p> <p>以上の調査結果から、本事業区域は羽村駅前として既に市街化されてきた地域であり、現在、まとまった樹林地及び特性のある植生等はないと考えております。また、公園・緑地等の公共の緑地空間もほとんどない地区であります。</p> <p>本事業により公園・緑地等、歩道には街路樹を植栽す</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
	<p>る計画です。この街路樹を地区内の歩道すべてに植栽することによって、街路樹のある通りと公園・ボケットパークを結び、さらに緑道を加えることによって緑のネットワークを形成することができます。</p> <p>また、既存の生産緑地は、権利者のご意見をお聞きした上で、計画される介山記念館公園付近に集約化して保全する方針であり、本事業により宅地化を行うものではありません。</p> <p>これらの計画により、事業完了後10年程度経過し、植栽した樹木が繁茂した状態では現況よりも緑の量が増加すると考えています。</p>
(3)評価書案の概要には「工事完了後10年程度経過した時点においては植樹群が充実し」とあるが、一旦破壊された生態は二度と元に戻らず、植物は全て枯れてしまうことが目に見えてい	<p>る。</p> <p>事業区域は現在、畠地・果樹園等を除くと公園・緑地等のまとまった植物生育地はありません。本事業では、事業区域内に区域全体の約4%となる約1.8haの公園・緑地を整備します。この中には現在宅地化により分断された稻荷緑地の復元面積も含まれます。また、道路計画においても街路樹を植栽し、緑のネットワークを構成する計画です。</p> <p>以上の計画により現況に比較しても、事業完了後10年程度経過し、植栽した樹木が根付いた時点では緑豊かな市街地になると考えます。</p>
(4)事業区域のなかで最大の公園となる介山記念館公園の現況は、茶畠、畠、孟宗竹林、緑の多い住宅地となっており、少しも緑の増加にはならない。また、減歩される土地の多くは庭や生産緑地であることから、緑の減少はあきらかです。	<p>介山記念館公園は、都市計画上の区域の指定はされていますが、現在私有地であり、一定の制限のもとで、その使用は個人の意思によって可能でありますので将来に渡って担保できないものです。</p> <p>本事業により新たに公園・緑地を17,570㎡整備します。これは都市計画公園、稻荷緑地等の面積であり、生産緑地の面積は含んでおりません。なお、生産緑地は権利者のご意見をお聞きしたうえで、介山記念館公園周辺に集約化する方針です。</p>
<p>5. 植物・動物（陸上動物）</p> <p>(1)生態は季節によりその種類を変えるものです。年間を通しての調査なしには、貴重な動植物を発見出来ないはずです。通年調査をして下さい。</p>	<p>陸上動物の現況調査は、「第2回自然環境保全基礎調査」（環境庁 1981）、「はむら野鳥ガイド」（羽村市教育委員会 平成4年3月）等の既存文献調査及び各動物に応じた季節の現地調査を実施しました。現地調査の範囲は、事業区域に隣接する稻荷緑地を含む事業区域周辺100mの範囲としました。</p> <p>以上のような調査方法、調査範囲等については、東京都環境影響評価技術指針に基づいたものであります。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
(2)10年程度経過した後には緑豊かで鳥、昆虫がみられるようになるというのは、根拠がない。専門家の学問的に正確な裏付けにもとづいた評価をすべきである。	<p>本事業区域は、既に市街化が進んだ地域であり、区域のほとんどが住宅地として利用されています。また、住宅地のなかでも、緑の多い住宅地は一部に限られています。</p> <p>そのため、本事業区域に生息する陸上動物種は大部分が市街地で一般的にみられる種です。</p> <p>工事中、一時的に動物の生息環境が消失することがあります。工事の施工は各工区毎に段階的に施工されます。そのため、一時期に施工される区域は限られ、また工事完了後は整備された公園・緑地及び街路樹が出現します。これらの公園・緑地等は工事完了直後は、樹木の繁茂は十分ではありませんが、時間の経過とともに動物の生息環境が復元されると考えます。なお、現況の生産緑地地区は権利者のご意見をお聞きした上で、介山記念館公園周辺に集約し保全を図る方針です。また、事業の実施後も土地利用は現況と同様に主として住宅地として利用されます。以上のことから、工事完了後10年程度経過した時点では、陸上動物の生息環境が大きく変化することはないと考えます。</p>
(3)「土の地面」の減少により雨水の浸透性の減少、街路樹等による植栽の単調な植生により、必ず植物相・動物相の激減と動植物個体数の激減がおこります。	<p>本事業で整備する道路の歩道部及び公園・緑地の舗装部については透水性舗装を施すなど雨水の地下浸透を促進する計画です。</p> <p>また、街路樹、公園・緑地に植栽する樹木の配置・樹種構成については現時点では決まっておりません。鳥類・昆虫類などの食餌木を取り入れながら、今後みなさまの御意見も参考に計画していきます。</p>
(4)環境評価書案は、動植物が現在あるか、生息しているかどうかだけで、この区画整理でどうするか、この区域全体の動植物を最低限どうする必要があるのかは書いていない。	<p>本事業では、陸上動物の生息環境の保全対策として、街路及び公園には、より多くの鳥類や昆虫類の誘致を図るために、これらの動物の食餌木となる樹種の積極的な導入を図ります。また、これらの植栽樹木により事業区域に隣接する稻荷緑地と事業区域内の公園・緑地を結ぶ緑のネットワークを構成します。</p> <p>さらに、みなさんの協力を得て地区計画等により住宅地には生け垣などの接道緑化を推進する考えです。これにより、事業完了後の陸上動物の生息環境は充実するものと考えます。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>6. 景観</p> <p>(1)周辺部は第1種中高層住居専用地区となり、つまり中高層マンションを林立させようという計画で、建物同志がお互いに景観をさまたげ合う結果となり、ふるさとの町並みは消滅する。</p>	<p>本事業は土地区画整理事業であり、建築物の建設は行いません。羽村駅西口からの景観予測は、駅前広場が設置されることについて予測しているものであり、駅前広場周辺の建物については東口の状況等から考慮し、イメージしたものです。</p> <p>事業の完了後、どのような建築物を建設するかは、「都市計画法」、「建築基準法」等の範囲で地権者に委ねられるものです。</p> <p>今後、土地利用については建築協定、地区計画等を地権者の理解をいただいて導入し、まちづくりを進めていきたいと考えています。</p>
<p>(2)江戸時代に開拓された農地は「新田」という。ここにはその新田的な景観が見られる。今回、区画整理で破壊される歴史景観は、新田的景観です。細くて、くねくねした道路網自体が歴史環境として重要だと思います。</p>	<p>本地区は、商業地及び住宅地として既に市街地が形成された地域です。現在の道路網に沿って将来、宅地化、都市化がさらに進展することを考えた場合、安全性、利便性に問題があると考えます。</p> <p>駅前広場及び都市計画道路福3・4・13号線は、玉川上水及び多摩川へのメインストリートとなるため、街路樹を植栽するとともに玉川上水及び多摩川へのアプローチをイメージするような道路づくりを検討しております。</p> <p>また、福3・4・13号線のお寺坂の玉石の石垣については、この地区的都市美を考えた上で、そのイメージを継承する計画などを検討します。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>7. 史跡・文化財</p> <p>(1)羽村市教育委員会の設置する解説板のある「旧青梅街道の井戸」や「鎌倉街道」「牛坂」「旧青梅街道」のような歴史的遺産が、史跡・文化財として扱われていません。指定文化財や埋蔵文化財以外についても調査の必要があります。</p>	<p>本評価書案による史跡・文化財については、国・都・市の指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の既存文献調査及び現地調査を行いました。</p> <p>調査の結果、本事業区域には、羽村市指定の文化財として、稻荷神社本殿及び八雲神社の山車の2件がありますが、事業に伴う切土や建物の移転等は行いませんので、現況のまま保存されます。また、山根坂上遺跡、羽ヶ田上遺跡、天王台遺跡の3件の埋蔵文化財包蔵地があります。これらについては、文化財保護法に基づき、調査を実施し、羽村市教育委員会及び羽村市教育委員会を通じ東京都教育委員会等の関係機関と協議のうえ、適切な方法により記録保存等を行います。</p> <p>そのほかの物件については、文化財保護法及び羽村市文化財保護条例に該当するものはありませんが、羽村市教育委員会と協議し、必要な措置を取ります。</p> <p>また、工事中に新たに埋蔵文化財が発見された場合にも同様に、羽村市教育委員会及び羽村市教育委員会を通じ東京都教育委員会等の関係機関と協議のうえ、適切な措置を講じます。</p>
<p>(2)遺跡の発掘調査について、羽ヶ田上遺跡を含む今までの一連の調査を十分検討した上で今後の発掘の方向を定めていただきたい。現在の住居跡の近隣に展開するあらゆる環境を調査する必要があり、発掘の前に専門家による事前の研究をまず必要とする。</p>	<p>本事業区域に分布する周知の埋蔵文化財包蔵地である山根坂上遺跡、羽ヶ田上遺跡、天王台遺跡の区域の工事着手前には、文化財保護法に基づき、羽村市教育委員会及び羽村市教育委員会を通じ東京都教育委員会等の関係機関と協議のうえ、発掘調査を行い記録保存等の適切な措置を講じます。</p> <p>また、工事中に新たに埋蔵文化財が発見された場合にも同様に、羽村市教育委員会及び羽村市教育委員会を通じ東京都教育委員会等の関係機関と協議のうえ、適切な措置を講じます。</p>
<p>(3)羽村市の発表した計画図（案）によると、残っていた鎌倉街道は全部消滅することになるが、この事は一切触れないでいる。指定文化財に指定されていなくとも、鎌倉街道は歴史遺産であり、その保存は検討に値するはずです。</p>	<p>旧鎌倉街道等については、評価書案では東京都環境影響評価技術指針等の要件と照らして、調査対象としておりません。今後、事業を進めるうえで、旧鎌倉街道等のイメージの継承については羽村市教育委員会等の関係機関と協議のうえ、公園・道路の沿道等に歴史的な背景を伝える説明板等を設置することにしております。</p>

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

本事業区域は、従来から羽村市の中心市街地として駅前市街地を形成してきたが、地区の一部では従来の農道等の屈曲した細街路に沿って住宅や店舗等が建ち並ぶなどスプロール化現象が進行している。

そこで、本事業は『自然と共に美しく活気あふれるまち』をテーマとし、JR羽村駅を中心とした利便性の高い駅前形成を図り、都市施設と自然が調和した新市街地の創出を図ることを目的として計画されたものである。

本事業では道路、駅前広場、公園等の都市基盤を中心とした整備により、良好な居住環境の確保とともに、商業系の地域の基盤を整備し、宅地利用の増進に資する。

2-2 事業の内容

2-2-1 位置及び区域

本事業区域は、羽村市を通過するJR青梅線羽村駅の西口に位置し、東部境界はJR青梅線、南部境界は都市計画道路福3・4・12号線の南側約100m、西部境界は河岸段丘のハケ上線、北部境界は根岸街道とする区域である。地区の形状は東西約400～500m、南北約1,000mのはば長方形で、その面積は約43haである。なお、事業区域は羽東一～三丁目、川崎一、四丁目の各一部及び道路部分の羽中一丁目、羽中二丁目の各一部により構成されている。本事業の対象区域を図2-2-1に示す。

2-2-2 事業の内容

(1) 土地利用計画

本事業区域の土地利用は、羽村駅西口地区としての特性を活かした羽村市の玄関口としてふさわしい商業機能の集積を図るとともに、良好な住環境が保持できるように計画する。また、駅周辺部は商業地域、近隣商業地域として整備し、その他、外周部の地区界までの地域は生活環境に配慮した良好な住宅地を整備する。

土地利用計画の内訳は、道路・公園・緑地の公共用地として14.7ha、宅地として28.2ha、保留地として0.1haが計画されている。土地利用計画図を図2-2-2に示す。

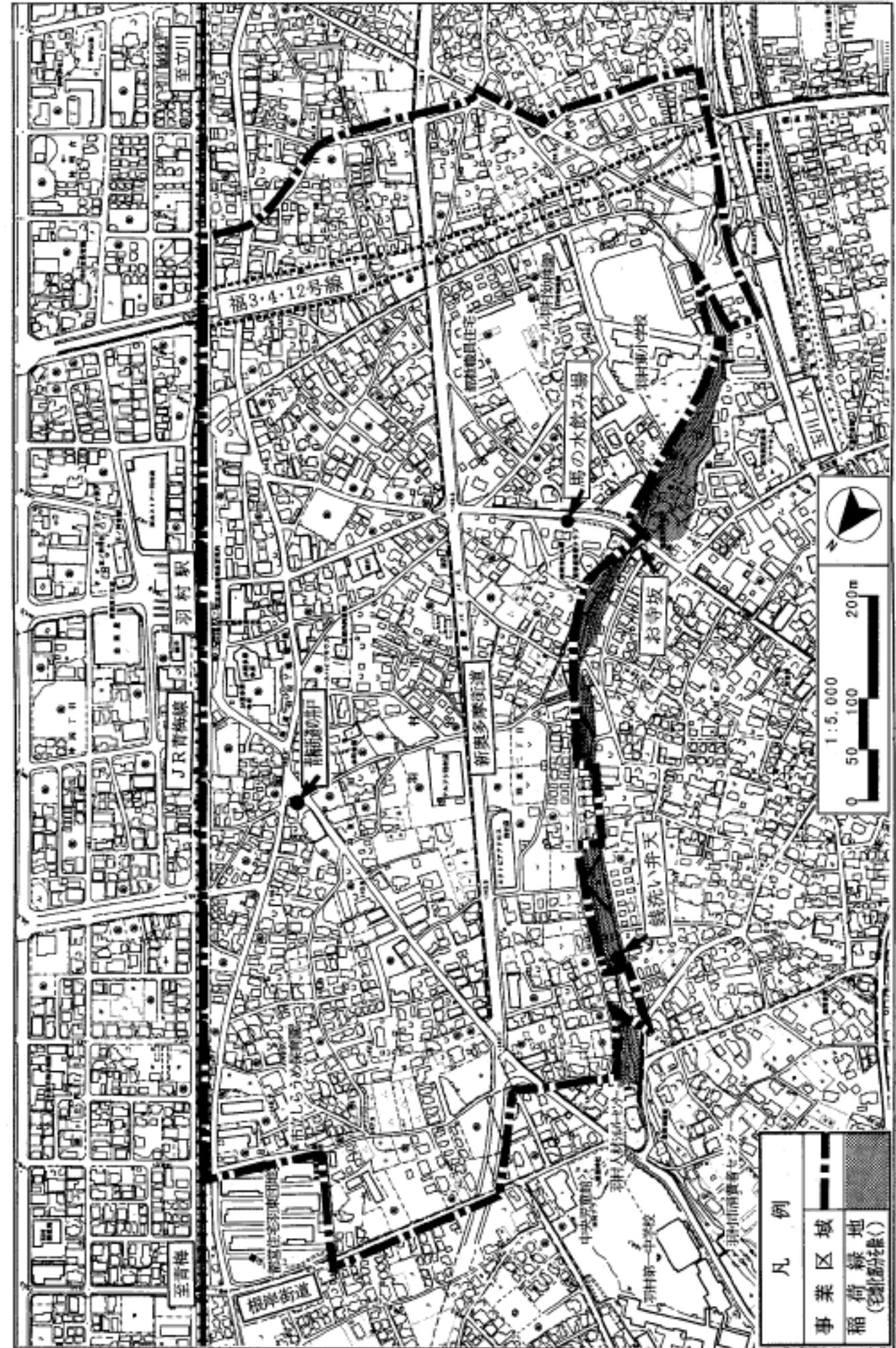
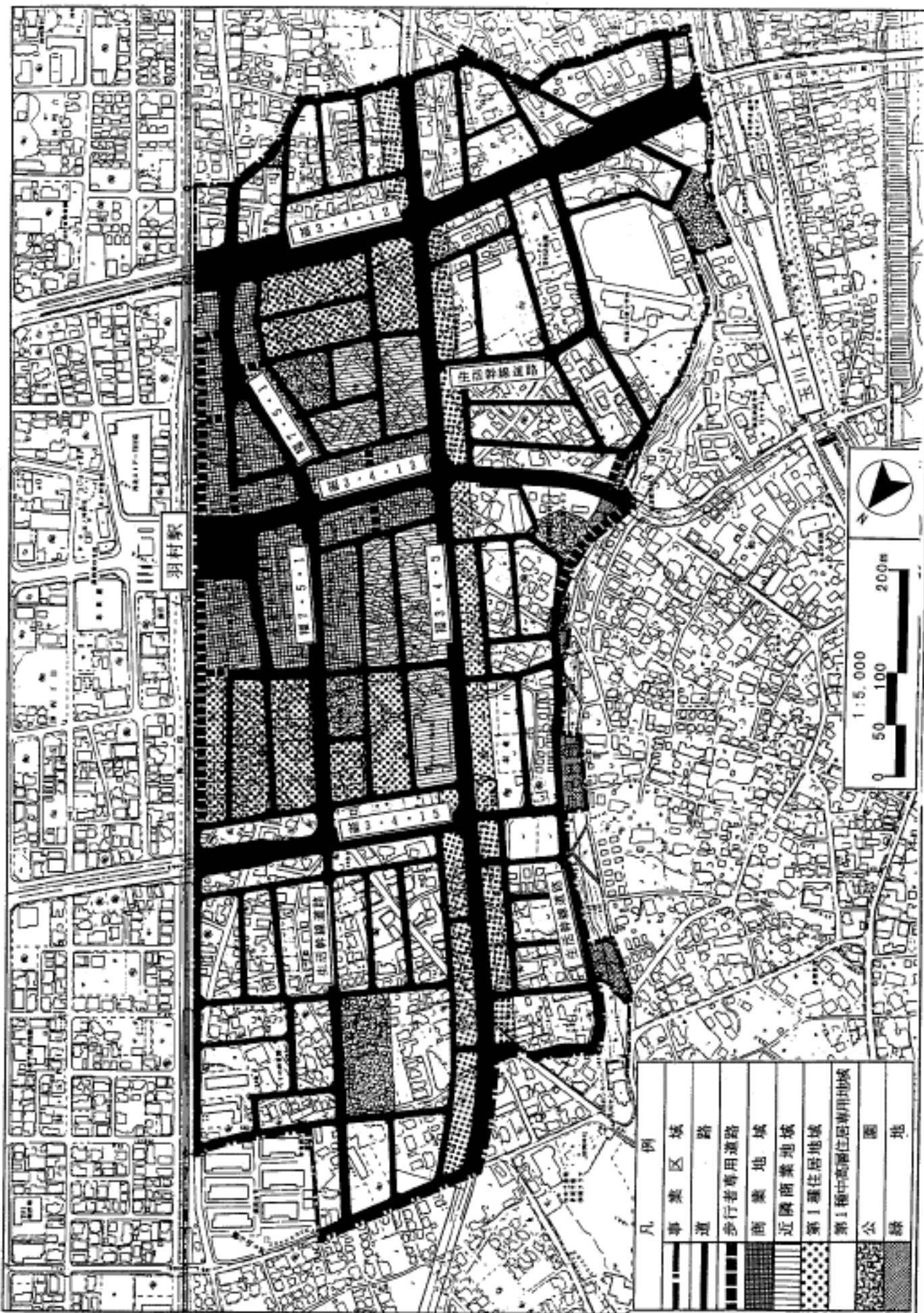


図2-2-1 対象事業の区域

図 2-2-2 土地利用計画図



(2) 人口計画

本事業区域内の将来人口は人口密度約104.7人／haとし、約4,500人とする。

(3) 道路交通計画

本事業区域内の都市計画道路福3・4・5号線、福3・4・12号線、福3・4・13号線、福3・4・15号線及び福7・5・1号線の5路線を計画する。このうち福3・4・5号線はすでに整備済みである。

また、羽村駅西口駅前は、歩道、修景施設、バス乗降場及び休憩スペースなど市民の出会いのための空間等を整備することにより羽村市の玄関口としてふさわしいものとする。

(4) 公園・緑地計画

公園・緑地計画は、介山記念館公園をはじめとして、17,570畝を計画していることから、地区面積の4%以上が確保される。公園は誘致距離を考慮し、各公園と地区西部境界沿いの稲荷緑地を、歩道部に整備する街路樹により結び、緑のネットワークを構成する。

(5) 供給処理施設の計画

1) 上水道

上水道計画は、羽村市の総合計画に適合した計画とし、現況の管渠を計画道路に合わせて移設もしくは新設する。

2) 下水道

ア. 雨水排水計画

雨水排水は、市の公共下水道計画に基づき、道路に管渠を設置し、既に埋設してある東排水区並びに那賀排水区の各雨水管渠を経て多摩川に放流する。

イ. 汚水排水計画

汚水排水計画は、市の公共下水道計画に適合した計画とし、現況の管渠を計画道路にあわせて移設もしくは新設し、多摩川上流処理区間連公共下水道に接続する計画とする。

3) 電気、電話、ガス

電気、電話、ガスの施設は、事業の進歩に合わせて各関連機関と調整し整備を図る。

(6) 造成計画

本事業区域は、稻荷緑地部分を除くと、高低差約10m、勾配約1%のほぼ平坦な地形となっている。

このため、現況地形に合わせた宅地地盤高を計画し、道路部分についてのみ切土を行い、盛土は行わない。道路部分の切土深さは車道部分は0.85m、管渠埋設部分についてはさらに1.1m掘削する。工事完了後は車道部が現況より0.15m低くなる。土工量は、管渠埋設による残土発生量も含め、切土が90,000m³発生する。

また、稻荷緑地は、昔からの自然の面影を残していることから、緑地を分断している宅地の緑地化を行い、積極的に保全に努める。なお、その他の急傾斜地及び崖地は必要に応じて擁壁を施工し安全性を高める。

(7) 施工計画

本事業の施工に関連した事項をまとめると次のようになる。

1) 事業行程

表2-2-1 事業行程表

年 度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	備 考
事業行程	事業認可										都構付面の決定 (告示) 平成9年度
	土地評価	○	換地 指定期							○	換地 計画 提出 登記
											設計概要の認可 平成10年度
											事業計画の決定 の公告 平成10年度
											期間10ヵ年 平成10年度 ↓ 平成19年度
工区の着工年度			1工区	2工区 3工区	4工区 5工区 6工区	7工区 8工区 9工区	10工区 11工区 12工区				

- ・工事（道路・公園築造、整地、建物移転）は、平成18年度に完了する。
- ・新規建物立地（転入）は平成14年度より道路整備完了ブロックから開始する。
- ・新規建物立地開始後10年（平成23年度）を目途に市街地として形成される。

2) 工事工程

事業区域の工事の手順としては、事業区域を12の工区に分け、空地のある工区から順次進めていく。1工区の工事は、3年間で完了するものとする。

各工区の工事は、1年目は工区内に空地を作ることに重点をおき、曳家を原則とした建物移転を行い、道路の築造工事は年度後半に一部行うこととする。そして2年目及び3年目は建物移転を随時行いながら、工区内に計画している残りの道路について計画的に築造していくものとする。

3) 建設資材等の運搬

資材の搬入ルートは福生、青梅方面の2ルートにより運びいれるものとし、奥多摩街道、新奥多摩街道を通り事業区域に入る予定である。また、道路工事により発生した残土は新奥多摩街道を経て青梅市方面に、コンクリート等は羽村街道を経て瑞穂町方面に搬出する予定である。

4) 建設廃棄物の処理

ア. 建設残土

道路工事により発生した残土は、その再利用や処分地の確保をするため、東京都都市計画局総合計画部都市整備室において調整される公共工事土量調査に申請し、他地区で行われる工事への利用や、東京都建設残土再利用センター及び民間の残土処理施設での処理を図る。

イ. 建設廃材

既存施設の解体によって発生するアスファルト、コンクリートなどは約5,000tである。これらの廃材はすべて中間処理施設に搬入し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づき適正に処理するとともに、道路、駐車場等の路盤材料として再生させる計画である。

2-3 環境管理に関する計画等への配慮

計画区域及びその周辺を対象とする環境管理に関する計画は、「東京都環境管理計画」、「東京都地球環境保全行動計画」、「東京都緑の倍増計画」、「景観資源マップ及び景観資源」、「羽村市長期総合計画」等が策定されており、これらにおいて自然環境の保全、公害の防止及び生活環境の向上等の目標があげられている。

本事業ではこれらの上位計画を踏まえ、周辺のまちづくりと調和した整備を図り、表2-3-1に示すとおり、環境保全計画において配慮した。

表2-3-1 環境管理に関する計画等に配慮した事項

計画等	内 容	配慮した事項
東京都環境管理計画 〔東京都〕 平成4年5月	土地区画整理事業に当たっては周辺へのスプロール化を防止するとともに自然環境の保全等に支障をきたす事のないよう努める。 歴史的遺産を損なわないようにする。	・ 良好的な住宅地と新たな商店街の形成を目指し、道路、公園、排水等の都市施設の整備を行うとともに、自然的特性などを反映させた魅力あるまちづくりを行う。 ・ 埋蔵文化財については工事着手前に予備調査を行い、歴史的位置づけを明確にし、記録として保存する。
東京都地球環境保全行動計画 〔東京都〕 平成4年5月	東京を快適な都市とするため、地球環境の保全を図りつつ、地球温暖化等の地球環境問題の解決に向け、二酸化炭素等の排出抑制・安定化、資源の有効利用等を進め、地球環境保全に努める。	・ 本事業における雨水処理は従来の処理方法に加え、河川流域の保水・遊水機能の保全を図る観点から、歩道及び宅地内においては浸透性舗装及び浸透樹の設置を行うものとし、公園の設置において防火用水として活用が図られるよう雨水貯留槽の設置を検討する。
東京都縁の倍増計画 〔東京都〕 平成3年12月	良好な自然や農地、歴史的遺産等と調和したまちづくりを進めるとともに、文化・スポーツ施設等の立地や広域交通網の整備等、都市基盤の整備を図る。	・ 生産緑地を集約し公園と併せて利用する近隣公園を1カ所、日々の生活に密着する街区公園を4カ所設置する。また、ポケットパークを随所に配置する。 ・ 稲荷緑地内の宅地化されている地域については、これを本事業区域に取り込み、稲荷緑地の復元を図る。
景観資源マップ及び景観資源リスト 〔東京都〕 昭和63年3月	景観的な資源について理解と関心を深めるとともに良好な都市景観の創造や保全に役立てる。	・ 市指定の保存樹林として、崖線部分に武藏野の面影を残す稲荷緑地が帯状に広がっている。本事業ではこの自然特性を反映させ、この地域ならではの景観形成を図る。 ・ 現存する2本の羽村市指定の保存樹木については、その保全を図る。
羽村市長期総合計画 〔羽村市〕 平成4年3月	自然と都市環境が調和した美しいまちを目指し、より住みやすい環境づくりのために、公園等の整備を進め、また沿道などへ街路樹や四季の草花の植栽を進めていく。また、子供や高齢者、障害を持つ人にも安心して歩ける歩道や利用しやすい公共施設の整備を進めること。	・ 道路、公園、緑地をはじめ都市施設全般にわたり、社会的弱者へ最大限配慮する。 ・ 植栽を施した歩道のある道路で公園や緑地を結ぶ緑のネットワークを構成する。